

第5回専門委員会における委員のご発言について

資料2

|               | 平成9年改正<br>(労働省告示第4号)   | 委員のご発言  |
|---------------|--|---|
| 拘束時間<br>(1日)  | <p>【日勤】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●13時間以内（最大16時間）<br/>(車庫待ちの場合、以下の条件を満たせば1日24時間まで延長可)</li> <li>・継続20時間以上の休息期間</li> <li>・1日16時間超えの回数は、1ヶ月7回以内</li> <li>・1日18時間超えの場合、夜間4時間以上の仮眠</li> </ul> <p>【隔勤】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●2暦日：21時間<br/>(車庫待ちの場合、以下の条件を満たせば2暦日24時間まで、1ヶ月拘束時間を20時間まで延長可)</li> <li>・夜間4時間以上の仮眠</li> <li>・協定の範囲で1ヶ月7回以上</li> </ul> | <p>○1日の拘束時間は休息期間（11時間）から逆算すべき（労：久松委員）</p> <p>○「15時間超え拘束は週2回まで」等、改善基準告示は複雑で分かりづらく、対応する運行管理者にとって負担となっている側面もある（使：齋藤委員）</p>   |
| 拘束時間<br>(1ヶ月) | <p>【日勤】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●299時間</li> <li>●車庫待ちの場合、労使協定があれば322時間まで延長可</li> </ul> <p>【隔勤】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●262時間</li> <li>●労使協定があれば、1年で6ヶ月各月270時間まで延長可</li> </ul>   | <p>○例えば、1ヶ月最大限やれば、基本的に13時間拘束で23乗務92時間の残業ができる。当面、算定上は最大拘束時間を288時間と考えている（使：武居委員）</p> <p>○賃金のメとあわせるためにも1ヶ月の拘束時間を新たに設け、現行の4週平均1週との選択制にしてほしい（使：齋藤委員）</p>   |
| 拘束時間<br>(1年)  |  | <p>○年拘束時間は3,300時間以下にすべき（労：池之谷委員、久松委員）</p> <p>○年960時間の時間外労働を前提とした年間の拘束時間としてほしい（使：武居委員）</p> <p>○年960時間の時間外労働をまず前提に考えるべき。貸切・高速の71.5時間の延長特例は引き続き必要（使：齋藤委員）</p> <p>○休日労働をどのように捉えるのかが、今後の見直しの争点（使：赤間委員）</p> <p>○年960時間の時間外労働の枠を意識した上で、告示を「守れる制度」に見直すことが必要（使：馬渡委員）</p> <p>○年拘束時間は、休日労働込みで3,300時間以下にすべき（労：世永委員）</p> |
| 休息期間          | <p>【日勤】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●継続8時間以上</li> </ul> <p>【隔勤】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●継続20時間以上</li> </ul>   | <p>○休息期間を11時間とすると、拘束時間は13時間が上限となり、歩合給のタクシーとしては労働者の賃金を守ることができない（使：武居委員）</p> <p>○日勤の休息期間は、11時間に見直すべき（労：久松委員、松永委員）</p> <p>○2暦日の休息期間は、24時間必要ではないか（労：久松委員）</p> <p>○休息期間の延長は、比例して拘束時間の減少につながり、例えば始発や終発時刻の見直し、混雑する朝ラッシュ時を含めたダイヤの減便など、影響が極めて大きい（使：齋藤委員）</p> <p>○運行種別によって休息の考え方を考えてもいいのでは（労：貫委員）</p>                 |
| 時間外・休日        | <p>【タクシー】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●時間外労働：一定期間は2週間及び1ヶ月以上3ヶ月以内の期間を協定</li> <li>●休日労働：2週間に1回以内、かつ、1ヶ月の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内</li> </ul> <p>【ハイヤー】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●1ヶ月50時間又は3ヶ月140時間及び1年間450時間の目安時間の範囲内で労使協定を締結する必要がある。</li> </ul>  | <p>○休日労働は、2週間に1回を維持すべき（労：久松委員）</p> <p>○年960時間の時間外労働とは別に、拘束時間の特例を引き続き認めることで休日労働ができる余地を残してほしい（使：齋藤委員）</p>   |
| その他           |  | <p>○車庫待ちに駅待ちも含まれるとのことだが、不明瞭なので、誤解なきように記載してほしい（労：久松委員）</p> <p>○累進歩合については厳格に禁止してほしい（労：久松委員）</p> <p>○事業者の努力で遵守が難しい不可抗力な事象などは、「一時的な例外措置」として取り扱いを明示してほしい（使：金井委員）</p> <p>○エージェントにも、改善基準告示遵守に向けた協力を求め、関係各所と連携して取り組んでほしい（使：金井委員）</p> <p>○運転業務を有償で提供する新たなビジネスに対しても、公平で健全な競争が行われるよう環境整備をお願いしたい（使：金井委員）</p>            |

※ ハイヤー・タクシーの委員のご発言については赤字、その他の業態の委員のご発言は黒字